

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 ほか

被告 国、九州電力株式会社

準備書面109  
(被告国準備書面21に対する反論)

2024年(令和6年)年5月10日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 花 島 敏 雅

弁護士 東 島 浩 幸

外

1 はじめに

準備書面21における被告国の主張は、原子力防災対策を行うについて被告国自身が果たすべき責務を放棄したものであると言わざるを得ない。

被告国は、第1から第4層までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されているから第5層に相当する避難計画の有効性等を検討する必要もないと主張するが、そのような主張は深層防護の概念を正しく理解せず、福島第一原発事故の教訓をなかったものとし、当該教訓によって改正された原子力防災対策特別措置法の趣旨に反するものである。

被告国が、公務員に被ばく労働を命じる根拠及び公務員が被ばくを伴う業務に従事することを拒否した場合にいかに市民の避難を行うかについて真正面から論じることができないのは、要は、被告国が当該問題を真摯に検討したことがないか、まともに回答すれば避難計画に実効性がないことが明らかになってしまうからとしか考えられない

今回の被告国による回答によって、原子力防災対策を行うにあたって公務員が被ばく労働に

従事することを拒否した場合の対応策がなく、住民避難の実行が極めて危ういことが判明したと言える。

## 2 原子力防災対策を行うにあたって被告国は公務員の被ばく労働に関する問題点を検討し、対応策を講じる義務があること

災害対策基本法 3 条 1 項は「国は、（同法 2 条の基本理念にのっとり）国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と定めている。

そして、原子力災害外対策特別措置法 4 条 1 項は、国は、「この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。」と定めている（下線部は原告ら代理人による。）。

同法 4 条 1 項に定める「緊急事態応急対策」は、同法 2 6 条 1 項各号が定める以下の事項である。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 六 緊急輸送の確保に関する事項
- 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

住民避難を安全に行うためには上記 1 号から 8 号までの全ての事項が円滑に行われる必要がある。そして、その全てに関して公務員は関与することになるから、公務員が職務を全うするかどうかは、住民避難の実効性を大きく左右する。

よって、被告国は、「防災に関し万全の措置を講ずる責務」を果たすために、公務員の被ばく労働について検討し、公務員が被ばく労働に従事しない場合における対応策を講じる義務があると見える。

3 請求の趣旨との関連においても被告国は回答すべきであり、回答しないこと自体が公務員被ばくの問題が検討されていないことを示している

- (1) 被告国の主張は従前の繰り返しであるところ、請求の趣旨第 2 項が適法であることは原告ら準備書面 11 の 7、19 にて反論済みである。また、請求の趣旨第 3 項についても適法でありかつ理由があることについて原告ら準備書面 20 にて反論済みである。
- (2) 従前の原告の主張に加え、請求の趣旨第 3 項に関連して、以下では次のことを改めて強調する。

第一に、深層防護を理解せずに、第 1 層から第 4 層までの階層までで原発事故の具体的危険を論じる被告国の主張の誤りについてである。

被告国は、本件原発について第 1 から第 4 層までの防護階層に相当する事項の有効性が確認されているといえるため、重大事故が発生する具体的危険は認められないと述べる。しかし、そのような主張は、被告国自身が深層防護の理念を取り入れて第 1 層から第 4 層の防護レベルに関して設置許可基準規則を策定し、第 5 層については原子力災害対策特別措置法によって規律している（被告準備書面（5）38 頁）ことと矛盾している。被告国は、自らが取り入れている深層防護の理念に従い、独立して、第 5 層の防護措置の避難計画の実効性について真正面から論じるべきである。

第二に、被告国の行為によって原告らの人格権が侵害されているということである。

前述のとおり、被告国は原子力防災について万全の措置を講じる責務を負っている。しか

し、被告国は住民避難について根本的な対策を講じずにいる。

住民避難の問題は2011年3月に発生した福島第一原発事故後から重大な問題として認識されてきた。同事故の国会事故調報告書では、福島第一原発事故時に住民が円滑に避難できなかった背景として、行政が事故の想定を甘くみていたこと、複合災害に備えた防災体制の不備を放置してきたことがあると指摘されている。

本訴訟でも、原告らは、避難道路の渋滞の問題、屋内退避ができないことなどを具体的に指摘し、住民が安全に避難できないことを繰り返し主張してきた。また、本訴訟に限らず、全国各地の原発差止裁判で、避難計画の不備の問題は指摘され続けてきたものである。

しかし、福島第一原発事故から13年経ってもなお、住民避難の諸々の問題点は改善されていない。そして原発事故時に住民が避難できないことは令和6年能登半島地震によって誰の目にも明らかになった（原告準備書面110のとおり。）。

被告国は、2011年3月から何ら根本的な措置を講じることができず、小手先の誤魔化しで済ませようとしている。

そのような被告国の行為によって、第5層の防護措置である避難計画は実効性がないまま続いているのである。深層防護の第5層の避難計画に不備がある以上、原告らに具体的な危険が生じているといえる。

(3) 原告らの請求の趣旨は適法かつ理由があるものであるから、避難の実効性に関する原告ら本件求釈明事項について被告国が回答を拒否することは不誠実であると言わざるを得ない。

本来検討しておくべきであり、容易に回答できるはずのことを被告国が回答しないのは、公務員の被ばく労働の件につき、被告国が何ら検討せず、対応策がないからに他ならない。

結局のところ、公務員が被ばく労働を拒否した場合の対応策は何もないのであり、原発事故の際の安全な住民避難は担保できないものである。

以上